

大町市議会意見交換会の中でお寄せいただいたご意見、ご提言を、区分、整理し、関係する委員会等で下記のとおり検討しました。

なお、執行機関へのご意見、ご提言については、市長部局の検討結果として掲載しています。

1 議会へ寄せられた意見等、提言について

(1) 委員会などの審査日程・内容について、事前に公開できないか。

【検討結果】

審査日程(案)などお知らせできる内容については、本会議の約1週間前に開催される議会運営委員会の後、できるだけ速やかに市民の皆様にお伝えしています。市のホームページへの掲載や報道機関などへの情報提供のほか、今後は市営のケーブルテレビなどでの情報発信を積極的に行なっていく予定です。

(2) 委員会を傍聴する際、撮影、録音等の器具を持ち込めるか。

【検討結果】

現在、市では、大町市議会傍聴規則などにより、「傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。」とされており、必要な場合は議長の許可により可能であります。

なお、議会の会議においては、全国的に写真撮影や録音を許可していない傾向があります。これは、その部分だけで全体を類推されるおそれがあること、議員が傍聴人を意識して発言するため十分な審議ができないこと、録音の場合は発言の取消し、訂正が後日あることも予想され正確性にかけること、などによるものです。

(3) 休日夜間の議会開催はできないか。

【検討結果】

現在、インターネットによるライブ中継や録画中継を行なっており、今後も市営ケーブルテレビなどの活用も積極的に行なっていきます。できるだけ多くの市民の皆様へ傍聴していただくには、休日・夜間の本会議も必要と考えますが、実施にあたっては、行政側と調整し、改選後に試行も含め検討していきます。

2 執行機関への意見、提言

(1)スムーズな陳情ができるよう、市民活動サポートセンターを窓口として受付し、議会に上げていくというシステムを検討できないか。

【検討結果】

平成21年中に大町市議会が受け付けた請願陳情件数は合計66件で、そのうち自治会長からの陳情は40件と、全体の6割を占めております。これは地域の要望や意見を自治会がとりまとめて、議会ならびに行政に対し伝えていくという、従来からの慣習が定着しているものと思われれます。

議会への陳情窓口を市民活動サポートセンターとしたらどうかというご提案ですが、議会への陳情等のあり方については、自治会が議会に対し直接に地域の課題を伝える手段として意義ある方法とも考えられますので、理事者側で取扱うのではなく議会において、自治会の考え方を参考にしつつ検討されることが必要と考えております。

なお、県内では自治会からの陳情は市長部局への提出のみとし、議会には提出しないこととしている市や、陳情という形式でなく、定期的に自治会からの要望を受けているという市もあります。

また、市民参加と協働のまちづくりにおきましても、自治会は地域を維持していく母体として極めて重要な組織でありますので、陳情という方式に限らず適切で効果的な市民要望の把握や反映方法等について、理事者側におきましても自治会の皆様のご意見をお聴きしながら検討してまいります。